

ブラゴ、カサゴの類、手に應じて釣り得申候、夫より八月廿六日、メナシ領ノツケと申所へ歸舟、九月十三日アツケシ江出、十一月之内サル、ムカワシユツリコウアツヨ江罷越、義經之故蹟を訪ひ候に、サルミ川上ハイビラといふは、昔判官此山上にハイといへる魚吻を立て、則カチキ居を構へ給ひし處にて、世に判官八面大王の女に通せられしに、大王怒て逐ければ、長刀を抜て權となし逃去給ふ、今の車權は、其遺風也と云傳ふるは此地にて、夫故か此處の夷人は、風俗家居も格別に宜しく、ハイダルとて夷中に稱せられ候由、又同所より凡十里餘、ムカワの川上にキロロイといへる山上に、判官の來て魚を釣幣を建給ひし處とて、今尙其故蹟あり、又古き甲冑所藏之夷もあり、此川上江凡十日路餘も踏入、是迄人跡稀なる處にて、ムカワのキロロイ山上は、不佞始て登り候外、夷人も參不申由申事に候、夫より山中川上雪中氷上跋涉いたじ候處、極寒にて大川皆氷り、歩渡に成、大水も寒氣にて、立ながら凍れ割れ、夜中夜著の背も、寢息にて霜凝り、爐邊に差置候茶碗に盛候酒も、曉は凍り固り如丸、風立候得ば鬚髮目睫皆氷り、如雪に成也、夫より臘月廿七日エトモに越年、正月八日ウス江移り申候、

一當正月夷地ウスに罷在、雪解氷釋を待て、直ちに奥蝦夷地へ進み、クナシリ島エトロフ島よりウルツフ島へ渡海、夫より赤人之島々チリ、ホイ、シモシリ島邊へも、可成だけ渡海之積りに候處、一先歸府候様、東都より之召狀到來候に付、早速ウス出立之處、いまだ山中深雪にて、道路艱難、夷地越年に候得者、當未之曆も不存、正月之大小も不辨、所謂山中無曆日の類にて、又南部松前の私大も謂あるごとく存當り、福崎へ至り、始て津輕板之柱曆を見て、今年之大小を知り、二月二日白神崎にて大風雪、併同日無恙松前著いたし、同九日三馬屋へ渡海之處、津輕地いまだ深雪、一望皓白、只人跡を見候のみにて、人足は皆猿狎羊の皮を被り、駕籠はソリに載せて引申候、南部野邊地邊は、軒の上まで雪に埋れ、戸口は穴の如くに成居申候、同廿二日仙臺著之處、急ぎ歸府候様にと